

令和2年度交通安全CM配信等広報・啓発業務委託仕様書

1 業務の目的

CM配信やソーシャルメディア等の広報手段を活用し、県民に対して交通安全を呼びかける取組を実施することにより、本県における交通事故防止を推進する。

2 業務の名称

交通安全CM配信等広報・啓発業務

3 業務の実施期間

契約の日から令和2年3月31日（水）まで

4 委託料額

2,076千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

5 委託業務の内容

以下の業務を、企画・実施するものとする。

(1) 啓発グッズの製作

啓発グッズを作成し、令和2年9月11日（金）までに宮崎県 総合政策部 生活・協働・男女参画課に納品する。

① 「信号のない横断歩道の一時停止」呼びかけに効果的な啓発グッズ

1,000個 / 交通事故相談所の案内を記載

② 全席シートベルト・チャイルドシート着用推進に効果的な啓発グッズ

1,000個 / 交通事故相談所の案内を記載

③ 「宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）」の広報に効果的なグッズ

1,000個 / 以下の啓発内容に効果的なもの（条例（※）の詳細は別途資料等を参照）

啓発内容…自転車保険の加入、ヘルメット着用、交通ルール・マナー遵守等

（※）本条例は令和3年4月施行予定の条例となります。

(2) ラジオCMの放送

平成28年度に作成した漫然運転防止に関するスポットCM（20秒）を放送する。

① 放送期間

令和2年9月21日～令和3年1月31日（各季の交通安全運動期間中）

② 放送本数

70本以上

(3) Web広告を用いたCMの配信

平成30年度に宮崎県警察本部において作成したスポットCM（15秒、30秒）を配信する。

① 配信期間

令和2年9月21日～令和3年1月31日（各季の交通安全運動期間中）

② 配信手段

SNSやWebサイトの動画広告を用いて配信する。（配信回数の上限は設けない）

なお、配信対象（配信地域や年齢層等）を明確に示すこと。

(4) W e b 広告を用いた交通安全の啓発

(3)によるCMの配信の他、W e b 広告を活用した効果的な啓発を実施する。

取組例：バナー広告等を活用した各季運動期間の周知、S N S 広告を活用し、死亡事故や夜間事故が多発した際の事故防止の呼びかけの実施など

(5) その他取組の企画・実施

高齢者の交通事故防止に効果的な取組を行う。

① 高齢者を対象とした広報・啓発

取組例：県内で開催するイベントでのPR、啓発イベントの開催及びグッズ配付など

② 民間施設（映画館、駅前ビジョン等）、マスコミ等を活用したPR

6 成果品

(1) 報告書

(2) ラジオCMの放送確認書

(3) 啓発物品